

# 賃料の支払猶予や減免を行う テナントオーナーの皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、飲食店等の入居者に対して、テナントオーナーの皆様が賃料の減免や支払い猶予を行った場合に、次の措置が受けられます。

- ①税・社会保険料の納付猶予
- ②固定資産税・都市計画税の減免
- ③税務上の損金算入

①～③の詳細は次ページ以降をご覧ください。

# ①税・社会保険料の納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、テナント賃料の減額・猶予を行った不動産オーナーが、一時に国税や地方税、社会保険料の納付が困難な場合、無担保・延滞税（延滞金）なく、1年間納付が猶予されます。

現行制度	特例
○一定期間（原則1年）において大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予	○令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、収入が減少（※）した場合に1年間納税を猶予 ※前年同期比概ね20%以上
○原則として、担保の提供が必要	○担保は不要
○延滞税の軽減（年1.6%）	○延滞税は免除

問い合わせ（和歌山市内の場合）

【国税】	国税局猶予相談センター	0120-527-363
【県税】	和歌山県税事務所	073-441-3407
【市税】	和歌山市納税課	073-435-1038
【厚生年金保険料等】	管轄の年金事務所	
【労働保険料等】	和歌山労働局	073-488-1102

賃料の減免だけでなく、賃料の支払いを猶予した場合も対象となります。

## ②固定資産税・都市計画税の減免

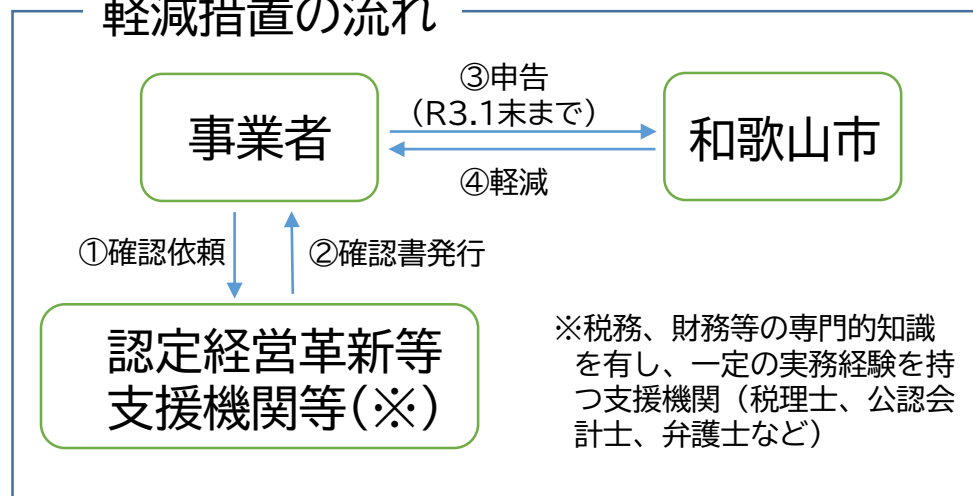
テナント賃料の減額・猶予を行った結果、収入が減少した不動産オーナーは、令和3年度課税分の固定資産税・都市計画税の減免を受けられます。

令和2年2月から10月までの連続する任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

対象：償却資産・事業用家屋（固定資産税）  
事業用家屋（都市計画税）

条件：令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※）の認定を受けて和歌山市に申告すること。

### 軽減措置の流れ



問い合わせ： 中小企業庁事業環境部財務課 03-3501-5803

（参照URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>）

賃料の減免だけでなく、賃料の支払いを猶予した場合も対象となります。

# ③税務上の損金算入

新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難となった取引先に対して賃料を減免し、一定の条件を満たした場合、その減免による損害額は、「寄付金」に該当せず、税務上の「損金」として計上することが可能となりました。



## 条件

NO.	条件
1	取引先において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となる恐れが明らかであること
2	賃料の減額が、取引先の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面等で確認できること
3	賃料の減額が、取引先において被害が生じた後、相当の期間(通常の営業活動を再開するための復旧期間)内に行われたものであること

※すでに生じている賃料を減免する場合も対象となります。

**損金算入は、賃料の減免のみが対象です。賃料の支払猶予は対象となりません。**